（事業税に関する経過措置）

第三条　平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第三項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第二項並びに第五十七条の二の七第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の五	百分の七・七	百分の三・四
第三十五条の四の七第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額
第三十五条の四の七第一項の表八月の項	前年度三月	前年度十月
	百分の七・七	百分の三・四
第三十五条の四の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項	百分の七・七	百分の三・四
第五十七条の二の七第一項	同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数	平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第二項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項により規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額
第五十七条の二の七第一項の表八月の項	前年度三月	前年度十月
	百分の七・七	百分の三・四
第五十七条の二の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項	百分の七・七	百分の三・四

2　平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の七第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた同条第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の二の七第一項	を同項	

3　平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の七第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の七第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた同条第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の二の七第一項	を同項	

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令附則第十条第十三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する営農困難時貸付けを行う場合における不動産取得税について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の地方税法施行令附則第十条第十三項に規定する営農困難時貸付けを行った場合における不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条　平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表中

八月	十二